

平成 24 年 12 月 21 日

お客様各位

宮城第一信用金庫

「経営革新等支援機関」の認定取得について

宮城第一信用金庫（理事長 矢野 弘文）は、中小企業経営力強化支援法に基づく「経営革新等支援機関」の認定を受けましたのでお知らせいたします。

「中小企業経営力強化支援法」は、専門性の高い支援事業を実現することで中小企業の経営力強化を図ることを目的に平成 24 年 8 月 30 日に施行されました。

当金庫は、専門性の高い支援事業を実施する「経営革新等支援機関」として公的に認定されたことを受けて、これまで以上に地域の中小企業の皆様に対するコンサルティング機能の発揮に努め、課題解決に向けて積極的に取り組んでまいります。

記

1. 認定日  
平成 24 年 12 月 21 日（金）
2. 経営革新等支援機関の業務内容
  - ・金融・財務支援      ・経営改善支援      ・事業再生支援
  - ・創業・新事業支援      ・事業承継支援      ・M&A 支援
  - ・販路開拓支援
3. 経営革新等支援業務を行う窓口  
本店営業部ならびに各支店
4. 経営革新等支援機関認定の効果
  - (1) 独立行政法人中小企業基盤整備機構からの専門家派遣等
  - (2) 信用保証協会「経営力強化保証制度」の利用

以上